

# 商店街魅力アップ支援事業

地域経済の活性化に資する事業、商店街の魅力を高め地域コミュニティ活性化を図る事業に対して助成をします。

- 地域住民との交流のもとに実施するイベント、まつり、講習会等
- 商店街の魅力を広める市民向け情報誌、マップ、ホームページの作成等
- 歴史、街並み、特産物等の地域資源を活用した事業
- 少子高齢化等の地域課題に対応する事業 など

対象団体	① 商店街振興組合 ② 商店街が形成されている地域における事業協同組合 ③ 商工会 ④ 前記①②の団体を主たる構成員とする団体（連合組織） 等	
対象事業	・ 1団体につき2事業まで ・ 2事業のうち1事業については、愛知県げんき補助金を活用することができます。	
対象経費	会場借上費、装飾設備費、委託料、印刷製本費、人件費、海外通信費、共同施設の整備費等、内外装整備費、家賃賃借料 ※ ハード事業のみでは補助対象とはなりません、ソフト事業と併せて実施する安心・安全に対応した設備（AEDや防犯カメラ）の新設等については補助対象となります。 ※ ハード事業に対する補助額は補助金限度額の40%までです。 ※ 報償費（来場者記念品等）、消費税及び地方消費税は、補助対象外経費です。	
補助率	補助対象経費の20%以内（人件費は10%以内） ※ <u>申請額の合計が本補助金の予算枠を超える場合は、補助率が20%から減少する可能性があります。</u>	
限度額	商店街振興組合 商店街事業協同組合 商工会	1団体につき100万円 （ただし、補助対象経費が1,000万円を超過する団体は150万円）
	連合組織	1団体につき200万円
申請期限	<b>令和8年6月30日（火）</b> ※ 愛知県げんき補助金を活用する場合は、事業計画書及び収支予算書を早めにご提出ください。	

## 申請書の提出について

---

---

○提出期限 令和8年6月30日（火）

※ 愛知県げんき補助金を活用する場合は、事業計画書及び収支予算書を早めにご提出ください。

○提出先 名古屋市役所 経済局 商業・流通部 地域商業課  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

※ 名商連会員の団体は、名商連を通じてご提出ください。

○注意点

当該年度に役員改選を行う予定の法人の場合、以下の点にご注意ください。

・代表理事が再任の場合であっても、改選に伴い法務局に登記が必要です。

本市へ申請書を提出する際には、法務局で登記の手続きを行い、新しい登記事項証明書を提出してください。

## 実績報告書の提出

---

---

○提出期限 **事業終了後30日以内又は令和9年2月末日（げんき申請分は1月末）**

※ 事業終了が3月になる団体は、経費支出の見込み額について2月末日までに報告していただくようご協力よろしく申し上げます。

○提出先 申請書提出先に同じ

## アンケート2種類の実施

---

商店街魅力アップ支援事業助成を活用する商店街は、下記①、②の2つのアンケートを実施して下さい。

### アンケート① 地域商業の地域貢献活動に関する調査

実施人数	20人以上
実施対象	商店街への来街者
実施(例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・イベント開催時に、来場者に対して実施</li><li>・組合員店舗で分担し、お客様に対して実施</li></ul> <p>【注】この調査は、市民等を対象とした調査です。商店街によっては組合員を対象に実施したと思われるものが見受けられますので、ご注意ください。</p>
提出物	調査票と集計表を実績報告書とともにご提出ください。

### アンケート② 商店街に関するアンケート調査（組合員向け）

実施人数	全組合員（組合員が50を超える場合にあっては、50人以上）
実施対象	商店街全組合員
提出物	調査票と集計表を実績報告書とともにご提出ください。

## 愛知県げんき補助金を活用する事業について

要件	<p>◆県の採択を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 事業内容に先進性やモデル性など地域の創意工夫がみられること</p> <p>② 商店街振興等への波及効果が高いこと</p> <p>③ 事業内容の熟度が高く、計画通りに運営することが可能なこと 等</p> <p>◆愛知県が実施する「商店街の未来を拓くプロジェクト」に指定された事業等については、下記のとおり補助率が優遇されます。</p>
補助率	<p>補助対象経費の40%以内（人件費は20%以内）</p> <p>※「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業は、補助対象経費の50%以内（人件費は25%以内）</p> <p>※地域コミュニティ活性化事業（社会課題対応事業）のうち、大型店と協働して実施する事業は、補助対象経費の45%以内（人件費は22.5%以内）</p> <p>※申請額の合計が本補助金の予算枠を超える場合は、補助率が減少する可能性があります。</p>
上限額	1事業につき500万円
下限額	補助金額が190万円以上の事業（目安の補助対象経費が475万円以上）

区分	補助対象事業名
(A) 人材強化事業	1. 組織力・経営力強化事業 2. 事業承継促進事業 3. 外部人材活用促進事業
(B) 空き店舗対策事業	4. 不動産流動化促進事業 5. テナントミックス事業 6. チャレンジショップ事業
(C) 地域コミュニティ活性化事業 (社会課題対応事業)	7. 高齢者・障害者等対応事業 8. 子育て世代支援事業 9. 防災・防犯対策事業 10. 環境対策事業 11. 地域資源活用事業
(D) 賑わい創出事業	12. 個性・魅力の創出事業 13. IT・情報化推進事業 14. 地域経済活性化事業 15. 消費税免税店環境整備事業
(E) 国の採択事業	16. 経済産業省の採択事業
(H) 「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業	19. 「商店街地域未来プロジェクト」推進事業 【若手主導型】 20. 「商店街地域未来プロジェクト」推進事業 【大型店連携型】

<愛知県げんき補助金を活用する事業にかかる注意事項>

◆まちづくりの観点から一定の方向性の下で取り組む地域の商業機能の強化及び活力向上に寄与する目的で行う事業であることが必要です。

※「第〇回△△まつり」を従前同様に開催するだけでは申請できません。今回が初めてとなる取組みを加えるなど、相当程度の新しさやアイデア・工夫が認められる事業であれば、申請することができます。

◆県における学識経験者等による審査会で審査、採択されることが要件となります。県において不採択になった場合は、通常の魅力アップ支援事業補助金の補助率・上限額となります。

◆県げんき補助金の活用を希望される団体は4月中に市の各区担当職員までご連絡ください。

◆愛知県商業振興事業費補助金に重複して申請することはできません。

◆支出項目ごとに税率を区分して申請してください。

◆歩行者通行量調査は、必ず事業終了後に同条件で実施（平日・休日の別、時間帯、場所）してください。

◆実績報告書は、原則として**令和9年1月29日（金）**までに提出してください。

※ 愛知県げんき補助金を活用する場合、年度末までに市から商店街への補助金支払いが完了している必要があります。